

海津市業務継続計画

(海津市危機事象 BCP(Business Continuity Plan))

令和 3 年 4 月 (改訂版)

海津市

目 次

はじめに

1. 業務継続計画の目的と方針	2
1) 目的	
2) 必要資源への被害	
3) 対応にあたる業務	
4) 地域防災計画との関係	
5) 基本的考え方	
6) 業務継続計画の作成手順	
7) 計画の発動と終結	
2. 被害想定	8
3. ライフライン停止の影響	9
4. 非常時優先業務	10
1) 非常時優先業務の考え方	
2) 非常時優先業務の選定及び優先基準	
3) 非常時優先業務の選定結果	
5. 非常時優先業務実施のための体制	12
1) 部門別行動計画	
2) 職員の勤務体制に関する考え方	
6. 非常時優先業務実施のための業務執行環境	14
1) 庁舎各種情報システムの維持・復旧	
2) 庁舎内環境の整備	
3) 通信手段の確保と情報収集及び共有化	
4) 職員の非常用食料・飲料水等の確保	
5) 資機材等の確保	
6) 電力・燃料の確保	
7) 協定等による調達	
7. 今後の取り組み	17
1) 計画の見直し	
2) 計画の周知・浸透	
3) 部門別行動計画の更新	
(資料) 被災自治体における災害対策要員の確保に関する対応	
○非常配備の場合の参集体制	
○災害対策本部事務分掌	
○通常業務	
○非常時優先業務一覧表	
○部内別行動計画	

はじめに

南海トラフ巨大地震などの海溝型地震や養老・桑名・四日市断層帯など活断層の地殻運動による直下型地震の発生、スーパー台風の襲来などが懸念されている。

こうした大災害において、市は応急対応や復旧・復興など災害対応業務を的確かつ迅速に進め、また、停止した通常業務をいち早く再開することが望まれる。しかしながら、東日本大震災でみられるように、大規模災害時、被災した市町村では業務資源が著しく不足し、業務の遂行が困難となる事態が、これまでたびたび見られてきた。大災害で業務資源が不足した状況下での業務の遂行や不足した資源の確保策等が、市町村の防災対策上の課題となっている。

こうした課題に対し、近年、注目されているのが業務継続計画（Business Continuity Plan）、いわゆる BCP である。計画を予め策定しておくことで「発災直後の業務レベル向上」、「業務立ち上げ時間の短縮」などの効果が期待されている。

なお、外部の調査機関に委託せず、市職員により組織された海津市防災委員会において検討を重ねて本計画を作成した。計画策定に当たっては、内閣府の作成した「地震災害時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を基本に、他の自治体の先進例など様々な資料を参考にさせていただいた。また、防災委員会など職員自らの手で作成することにより問題共有を図ることに主眼を置いた。今後、訓練や環境の変化により、必要に応じて見直していく。

1. 業務継続計画の目的と方針

1) 目的

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講ずることにより、大規模な災害時等にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とする。

2) 必要資源への被害

大規模災害等では、海津市が業務を継続する上で必要な職員、庁舎、ライフライン及び情報システムなどの資源が被災し、制約を受け、混乱することが考えられる。

① 職員への被害

阪神・淡路大震災においては、神戸市全職員数 17,836 人のうち 42%の職員が被災し、そのうち 15 人もの職員が死亡した。被災当日（1 月 17 日）には 41%の職員しか出勤できなかった。このように被災の状況によっては、業務を行う上で必要な職員が参集できないことや不足することが考えられる。

② 庁舎への被害

神戸市では、災害応急対策の拠点となる市役所 2 号館の中層階が押しつぶされて大きな被害を受けたため、そこから必要な資料等を運び出し、関係部局を別庁舎に移すこととなった。また、神戸市の庁舎の一部では、ほとんどのガラスが割れ、書類ロッカーが倒壊したり、書類が散乱し、机等が折り重なったりするなどして足の踏み場がなくなる状況で、片付けが最優先になり、すぐに業務に取り掛かれなかった。このように被災の状況によっては、庁舎そのものが使用できないことや片付けに手間取ることが考えられ、業務に支障をきたすことがある。

③ ライフライン（電気、トイレ、通信等）への被害

被災の状況によって、電力供給の停止、上下水の損壊などの被害が出ることを考えられ、業務に支障をきたすおそれがある。

④ 情報システムへの被害

神戸市では、コンピュータ等で行っていたデータ処理等が、停電やコンピュータの破損により不可能となり、その処理が手作業となった。たとえば、情報伝達も庁内 LAN が使用できず、周知の方法が張り紙などでのやりとりとなったこともあった。このように、停電や損壊等により、パソコン、サーバー、情報システム等が使用できない場合、業務を実施する上で非常に大きな影響が出るおそれがある。

3) 対応にあたる業務

被災後に対応にあたる業務としては、次のものが考えられる。

① 災害対応に関わる業務

たとえば、災害対策本部の設置、救助・救急、避難所への支援などといった災害応急対策と、被災者の生活支援などといった災害復旧・復興業務がある。これらの業務が遅れた場合、住民の生命に影響を与えるとともに避難生活が長期に及ぶなどの住民生活への大きな支障や、会社や工場が復旧できず仕事ができない状況が続き、経済活動等への大きな支障が生じることが考えられる。

② 被災後も継続して行う業務

すべての住民が被災するわけではなく、通常的生活を営む住民もいると思われることから、通常業務も継続して行わなければならない。

③ その他新たな緊急的業務

たとえば、割れて散乱した庁舎の窓ガラスや転倒したロッカーなどの整理業務が必要となり、また、損壊した物品や新規に必要な物品購入の業務が生じる。更に、職員の安否確認などの業務もあり、これらの業務への対応が遅れた場合、業務の遂行に大きな支障が生じることとも考えられる。

4) 地域防災計画との関係

海津市では、平常時、災害時の防災対策を定めた地域防災計画が既に作成されている。地域防災計画は、災害を未然に防止すること（災害予防）、災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐこと（災害応急対策）、災害の復旧を図ること（災害復旧・復興）の3つの定義に基づいて構成されている。

大規模災害では、地域防災計画で定める新たな災害対応に関わる業務のほか、通常に行っている業務、その他緊急的に行わなければならない業務が発生し、職員が行うべき業務の質が変化し、量が増大する。しかも、業務を行う上で必要な職員、庁舎、ライフライン、情報システムなどの必要資源が被災し、活動が制約されることとなる。

このような状況を地域防災計画では想定していないため、現時点での地域防災計画だけでは実効性に乏しく、地域住民から発生する膨大な業務への需要に対応できないと思われる。このため、地域住民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減し、地域防災計画で規定される災害応急対策業務、復旧・復興業務に加え、通常業務の継続及びそれを支える必要資源について予め計画しておく必要がある。

また、業務の遂行にあたっては、人的、物的、時間的にも制約を受けるため、このような状況下では「業務が復旧するまでのレベルや時間を考え、優先されるべき業務を特定し、必要な資源も考え合わせ、必要な対策を予め準備しておくこと」、いわゆる業務継続計画が、地域防災計画の機能を補完する意味でも必要性が極めて高い。

地域防災計画と業務継続計画との比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるように定める。
行政の被災	特に想定していない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源が被災する可能性があることが前提
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防業務 ・ 応急対策業務 ・ 復旧・復興業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策業務 ・ 早期に復旧する必要がある復旧業務 ・ 優先度の高い通常業務
計画発動期間	予防段階～応急対策、復旧・復興期まで	発災から災害応急対策が概ね完了する期間まで
職員の業務執行環境	職員の業務執行環境の記載はない。	職員の業務執行環境についても記載する。 (例) 業務に従事する職員の飲料水・食料等

5) 基本的考え方

- ①被災時においては、まず生命を守ることが重要（特に被災後3日間）
- ②オールハザードに対応できる業務継続計画を目指す。
 - ・ 特定の災害を想定した業務継続計画を作成しても、実際の災害は、事前の被害想定や計画通りに発生するとは限らない。
 - ・ 地方自治体を取り巻く脅威は、巨大地震をはじめ、風水害、雪害、新型インフルエンザ、火山噴火、原子力災害、武力攻撃・テロ等多岐にわたる。
 - ・ こうした多種多様なハザードに柔軟に対応するためには、個別かつ精緻なインパクト分析よりも、想定される資源制約状況や対応戦略をハザード類型を想定した簡易な業務継続計画を作成し、組織内に定着させることのほうが効果的である。
- ③非常時優先業務としての通常業務の明確化
 - ・ 地方自治体は、大規模災害が発生した際、応急対策業務に加え、災害時であっても継続または早期再開が必要な「通常業務」への対応が求められる。
 - ・ 通常業務については、法令や条例に基づく恒常的な審査、許認可等の受付や実施が決まっているものも多い。しかし、災害時の特例措置等によっては、実施すべき通常業務を減らすことが可能なものもあると考えられる。

- ・ 既往災害における地方自治体の対応事例や教訓を広く共有し、海津市業務継続計画における資源配分の適正化を図る。

6) 業務継続計画の作成手順

応急対応や復旧・復興局面における業務資源の制約と通常業務への着目が、業務継続計画における大きな特徴とされている。特に、「非常時優先業務の選定」、「非常時優先業務実施のための体制の検討」、「非常時優先業務実施のための業務執行の検討」という3つの項目は、重要項目に位置づけ、次のような手順で計画を作成した。

また、大規模災害時等における業務の遂行や不足した資源の確保策等を検討するための庁内組織として海津市防災委員会を設置した。

① 対象組織及び非常時の業務継続体制

- ・ 対象組織（海津市の全組織）
- ・ 非常時の業務継続体制（地域防災計画で定められた応急対応体制、指揮命令系統等）

② 被害状況の選定

- ・ 想定する危機事象の特定（オールハザードに対応）
- ・ 社会的な被害状況の想定（庁舎、職員、ライフライン、道路等の被害）

③ 非常時優先業務の選定

- ・ 非常時優先業務（各セクションの業務の洗い出し、非常時優先業務の項目出し）
- ・ 開始・再開時期（優先業務をいつまでに、いかに行うか）

④ 非常時優先業務実施のための体制の検討

- ・ 部門別行動計画の策定
- ・ 職員の勤務体制に関する考え方

⑤ 非常時優先業務実施のための業務執行環境の検討

⑥ 海津市防災会議への報告

7) 計画の発動と終結

① 計画の発動基準

本計画は、以下のような災害の事象に伴って発動する。

・ 地震

震度6弱以上：市内において震度6弱以上の地震が発生したとき、本計画を自動発動する。

震度5強以下：市内において震度5強以下の地震が発生した場合は、被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

・ 風水害

災害対策本部配備基準の非常体制のとき、被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

・その他

災害対策本部長が必要と認めたとき、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

② 計画の終結基準

災害応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めた時に、本計画の終結を宣言するものとする。その時点をもって、非常時の業務継続体制を解除する。

③ 計画の発動及び終結の周知

海津市が業務継続計画の発動又は解除を行った場合には、市ホームページ、携帯電話メール、CATV 及び報道機関などを通じて市民に広く周知し、市の業務体制の移行について、市民・企業等に理解と協力を求める。

8) 最終意思決定権の順位

市長が不在の場合、次の順序の者が災害対策に関する最終意思決定権をもつものとする。

- 順位 1 副市長 (災害対策副本部長)
- 順位 2 総務部長 (災害対策本部員)
- 順位 3 市民環境部長 (災害対策本部員)
- 順位 4 健康福祉部長 (災害対策本部員)
- 順位 5 産業経済部長 (災害対策本部員)

2. 被害想定

本市に被害を及ぼす災害としては、地震、風水害等があるが、時間や災害の規模等を詳細に設定することは現実的ではないため考え方のみを示すものとする。

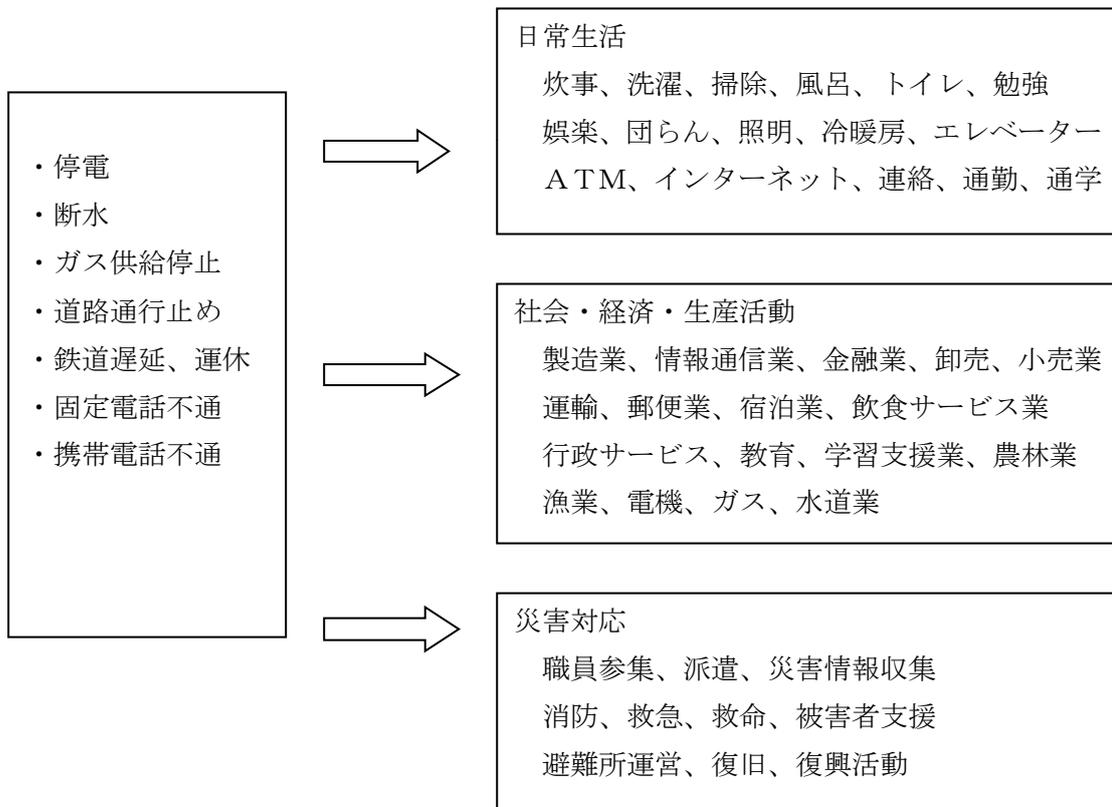
必要な資源（リソース）への被害状況の想定（考え方）

業務資源名	被害の考え方の目安
事業所施設（庁舎）	① 事業所施設（庁舎等）は継続使用が不能と想定。代替拠点を利用。 ② 事業所施設（庁舎等）は継続使用が可能と想定。執務室内はキャビネット等の転倒、机上のパソコン落下、書類等の散乱が発生。
職員	本人及び家族の被災、家屋の全半壊、交通機関の不通等により、業務に従事できないものが出ると想定。
電力	発災から1日間は、ほぼ全域停電。 （4日後に4割復旧、6日後に7割復旧、8日後に9割復旧、10日後には、ほぼ復旧）
上下水道	上水道 発災から10日間は、ほぼ使用不可。 （23日後に1割復旧、40日後に5割復旧、50日後に7割復旧、65日後に9割復旧、90日後には、ほぼ復旧） 下水道 発災から1ヶ月間は、ほぼ使用不可。
燃料（ガソリン、重油、軽油）	発災から7日間は供給ができない。 （地域の状況：燃料出荷が止まり、道路が寸断され、輸送網の回復のために7日を要する）
電話（固定、携帯）	発災～3日目→ほぼ不通、その後、順次回復するものの、通信ケーブルの切断、基地局の倒壊、蓄電池容量の枯渇、局舎倒壊、長時間停電による発電機容量の枯渇などにより、通話がほぼ回復するまで、50日間を要する。なお、移動電源車や自家用発電機による救済、中継ルート迂回等の設備復旧により発災20日後の回復率は9割

（注意）

- ①実効性の高い業務継続計画を目指すため東日本大震災での被害状況を勘案し、電力会社や電機通信会社など各種の資料をもとにして作成した。
- ②各主体における事業所（庁舎等）は、事業所施設の①、②で示した使用不能、可能の2パターンで考える必要がある。
- ③自治体の庁舎などの防災拠点、公共施設などのライフラインについては、一般的に、優先して復旧される。

3. ライフライン停止の影響

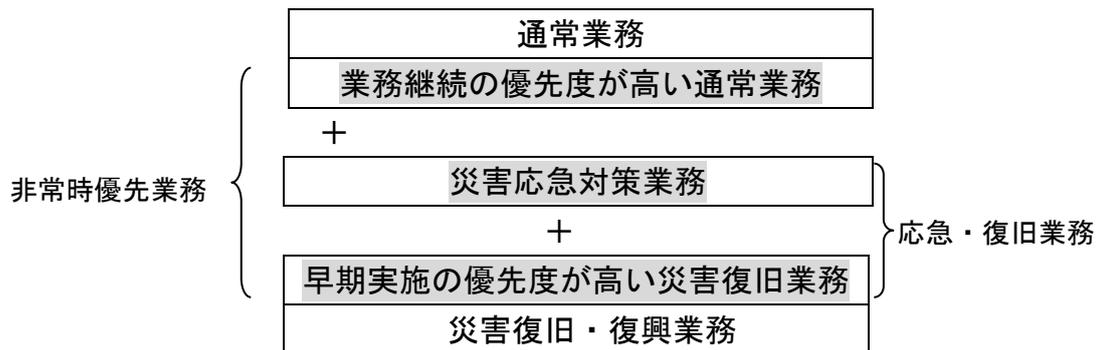


4. 非常時優先業務

1) 非常時優先業務の考え方

本計画で定める非常時優先業務とは、業務継続体制を検討するに当たって、大規模な災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、災害応急対策業務と業務継続の優先度が高い通常業務・災害復旧業務を合わせたものである。

非常時優先業務の概念図



2) 非常時優先業務の選定及び優先基準

下表の基準に基づき選定するものとする。

優先度	選定基準	
A	A1(発災後3時間以内に) A2(発災後6時間以内に) A3(発災後12時間以内に) A4(発災後24時間以内に)	業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき事業	
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
D	発災後2週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
E	発災後2週間を超え1ヶ月以内の程度に発生する主に復旧・復興業務や通常業務のなかで、優先度の高いもの	
F	その他の業務	

3) 非常時優先業務の選定結果

通常業務については事務事業評価（現在、行われていない業務は除く）の 467 事業、また災害応急対策業務及び災害復旧・復興業務については、市地域防災計画に定める「第 4 章 市災害対策本部の組織」の「(別表) 災害対策本部の事務分掌」に記載されている 152 事業及び緊急的業務 3 事業の計 155 事業を対象とした、これらの事務事業について各部局に調査依頼し、非常時優先業務（A～E）、とそれ以外の業務（F）との仕分け作業を行った。なお、災害時において市が実施する具体的災害対応を明確化するために、別途「海津市災害対応マニュアル」を作成した。

なお、対応にあたる業務のうち損壊した「庁舎の整理業務」など「その他・新たな緊急的業務」については、応急・復旧業務に含めるものとする。

各事業の優先度を整理すると以下ようになる。ただし、ここでは非常時優先業務（A～E）のみ掲載するものとし、F（その他の業務）は除く。

（非常時優先業務一覧は別に掲載）

	A				B	C	D	E	計
	A 1	A 2	A 3	A 4					
災害本部	67	6	4	4	17	15	7	17	137
割合(%)	49	4	3	3	12	11	5	12	100
通常業務	13	0	1	3	40	47	20	63	187
割合(%)	7	0	1	2	21	25	11	34	100
合 計	80	6	5	7	57	62	27	80	324
割合(%)	25	2	2	2	18	19	8	25	100

5. 非常時優先業務実施のための体制

1) 部門別行動計画

非常時優先業務をあらかじめ定めた優先度の順番で、遅滞なく実行するために、各部局で部門別行動計画を策定し、それぞれ保管する。部門別行動計画は、毎年更新、確認することにより、防災体制の強化及び実効性のある計画を担保することを目的とする。なお、部門別行動計画に示す内容は次の通りとする。

(様式1)

- ① 想定参集職員名簿
- ② 意思決定権限順位
- ③ 部門別非常時優先業務一覧
- ④ 関係機関連絡先一覧
- ⑤ その他

2) 職員の勤務体制に関する考え方

①職員の健康管理

業務継続計画の発動直後の期間は、長時間の勤務も想定されるため睡眠、休憩、食事といった時間が不規則になるなど、職員の健康面について負担が通常以上にかかることから、災害対策本部の指示にしたがって、勤務の交代が適宜行えるように心掛ける。また、職員のメンタルヘルスケアを含む健康管理についても、本人や周囲の者が相互に心身の健康チェックを行うこととする。更に、家族との連絡についても配慮する。

②職員の弾力的配備についての考え方

災害対策業務の規模や必要人数等は被災規模や状況によって変化する。職員の応援や人員配置については、非常時優先業務を見極めた上で、適切に行う必要がある。

また、災害に対応する業務は長期間にわたり、継続的に行政サービスを実施することが想定されるため、職員を交代配備することにより実施する必要がある。

③応援体制について

- ・非常時優先業務の実施に必要な人員を確保できない場合は、まず部局内での応援職員の配置を行うものとする。
- ・非常時優先業務の実施に必要な人員の確保・配置は、必要に応じて全庁横断的に部局を超えて調整する。
- ・非常時優先業務のうち、資格・業務経験が必要な業務については、それぞれの部局の参集状況によって、過去に在籍した職員の応援も考慮する。
- ・非常時優先業務のうち長期間に及ぶ業務については、交替用の班を編成するなどして、継続して業務を遂行できるように検討する。
- ・他自治体からの職員応援や協定に基づく支援等を受け入れて業務を行う

こともあり得るため、あらかじめ受入時の対応を明確にするとともに、応援を受ける業務所管課は災害対応マニュアル等に反映させるものとする。

④職員の参集体制

・ 配備体制（閉庁時又は勤務時間外）

職員は勤務時間外又は休日等において、参集基準に該当する大規模災害の発生情報を知ったときは、直ちに指定配備場所に参集する。

ただし、自身及び家族が負傷し治療が必要な場合等、参集が困難な場合は、所属する対策班に報告の上、応急的な阻害要因を解決する。参集を阻害する要因がなくなり次第参集する。

・ 参集方法

職員の参集に当たっては、最も確実で、かつ、事後の業務を考慮した方法とする。たとえば、道路の損壊や交通機関の途絶が予想される場合においては、徒歩、バイク、自転車等の利用によるものとし、事後対策における車両の確保が必要と考えられる場合等には、自動車の利用によるなど、事業に応じて交通手段を選択する。

また、参集するにあたっては、参集途中で写真を撮るなどして被害状況を可能な限り観察しながら移動し、配備後、所属班に報告する。各対策班は体制の立ち上げ作業と同時に、参集した職員から集まった市内の情報を災害対策本部に報告する。

・ 臨時参集場所

滞在場所の位置関係や、滞在地周辺の被災状況から指定配備場所に参集できない場合は、最寄りの支所に参集し、初期の応急対策活動に従事する。

また、その場合には、支所単位で最も上席の職員が災害対策本部に対して臨時参集状況を報告する。

・ 携行物品

参集時には、職員初動マニュアルのほか、職員証、飲食料、着替えなど必要となるものを個々で考え、持参する。なお、防災服は参集してから着替える。

⑤安否確認と参集可否確認

非常時優先業務を迅速かつ的確に執行する体制を整えるためには、参集可能な人員の把握と安否確認の情報を共有することが不可欠である。

・ 勤務時間内に発災した場合の安否確認

速やかに参集可能な職員を把握するとともに、参集した職員が安心して職務に専念できるよう家族の安否確認を行う時間を設けるよう配慮する。

・ 勤務時間外に発災した場合の安否確認

平成 26 年度から運用開始した海津市職員安否確認・参集システム等を活用して安否確認を実施する。また、災害対策本部が収集する被災情報、携帯メール、災害用伝言ダイヤルも併せて利用する。

6. 非常時優先業務実施のための業務執行環境

1) 庁内各種情報システムの維持、復旧

本庁舎のホストコンピュータ及び情報システムは各業務を支える重要なインフラである。本庁舎サーバー室は、停電時においても無停電電源装置及び非常用発電機からの電力供給開始により利用可能である。コンピュータ機器及びネットワーク機器被害確認及び再開業務を行う職員は、ネットワークの管理、復旧に係る応急対策業務の割り振りなどの確認を行う。

とりわけ総務課情報係においては、重要性の高いシステム類を多く所管するため、非常時優先業務の継続的な実施のため、対応の強化を検討する。

本庁舎と庁外施設をつなぐ回線については、被災する可能性があるため、情報システムが復旧するまでの間、システムを使用する非常時優先業務の実施に当たっては、紙台帳を用いた手作業により業務を継続する可能性がある。

なお、バックアップすべき重要な行政データは次のものをいう。

① 市のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ。

- ・税金や水道料金等の収納状況に関する情報
- ・国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報
- ・許認可の記録・経過等の情報
- ・重要な契約・支払い等の記録の情報

② 災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類

- ・住民記録・外国人登録・介護受給者情報・障害者情報
- ・道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ
- ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書

海津市では、これらの電子情報を電算室のサーバーに保管しているが、そのバックアップを基幹系システムについては毎日、情報系システムについては、週1回・大垣市にあるデータセンターに保管している。

2) 庁舎内環境の整備

災害時の庁舎内の活動空間を有効利用するため、あらかじめ必要事項について定めておく。

また、庁舎等の継続使用が不能な場合は、代替拠点を利用する。代替拠点については、建物の被災状況・避難所としての利用状況等を総合的に考慮して決定する。なお、市役所が被災してその機能が使用できない場合には、市災害対策本部は地域防災センター2階防災対策室に設置することとなっている。

市災害対策本部代替施設リスト

施設名	住所	建築年	構造	面積	災害危険度			設備			
					地震	洪水	土砂災害	非常用発電	通信機器	情報	備蓄物資
地域防災センター	南濃町 吉田 852-1	H15	RC造 2階	600.9㎡内： 約170㎡は車庫、倉庫、防災センター	○	×	○	○	×	LAN 対応可	○
防災分庁舎	南濃町 駒野 326-3	S63	S造 3階	1000.8㎡	○	○	○	×	×	×	○
防災コミュニティセンター	南濃町 駒野 680	H16	RC造 2階	418.2㎡	○	○	○	○	TEL	×	×

3) 通信手段の確保と情報収集及び共有化

①通信手段の確保

防災行政無線（移動系）、防災相互通信用無線、衛星携帯電話（2台）によって防災関係機関等外部及び支所、避難場所等市内の防災拠点間との通信手段を確保する。

防災行政無線及び防災相互通信用無線は情報が共有化される。また、衛星携帯電話は所有数が限られているほか、通信設備そのものの損壊等により使用できなくなる可能性があるため、発災後速やかに設備の使用可否を確認し、災害対策本部に報告する。使用可能な回線の本数が不足した場合、充足するまでの間は災害対策本部の指示のもと、共同利用する。

②地域衛星通信ネットワーク

地域衛星通信ネットワークは、通信衛星を利用した通信網を介して、全国の地方自治体を結ぶものである。全体の整合性を確保するため、設計等にあたり守るべき基本的な開発条件が定められているが、具体的なシステムの設計、構築、管理、運用は、すべて都道府県の区域を単位とし、各都道府県がそれぞれの地域の実情に応じて、実施することとされている。当ネットワークにおける衛星電話による通信には、DAMA（要求時割付多元接続）方式といわれるシステムが採用されている。ある地球局から通話の要求があった場合には、山口管制局のDAMA制御装置が、その都度、衛星の中継器を介して一定の周波数をその地球局及び受信局に割り当てる。通話終了後は、その通信に使用された周波数の中継器部分は空き状態となって、その後はいつでもどの地球局に対しても、当該周波数の割当てが可能な状態となる。なお、岐阜県は「021」、海津市（受付）は「432-2」ファックス「432-719」。

③情報収集

市内の被害状況や震度、雨量、河川水位などの情報は、国、県、市、気象庁、民間気象情報提供会社などの情報を最大限に利用し、情報収集する。
また、岐阜県防災システムも活用する。

④情報の共有

発災直後からの被害情報や避難情報等については、原則としてデスクネット（グループウェア）を用いて、災害情報の共有化を図る。

⑤情報の発信

市内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、市民の安全確保や避難行動への誘導などの面において極めて重要である。このため、情報発信には、防災行政無線、市メール配信サービス、市広報無線専用ダイヤル、エリアメールなどを用いて多角的に情報発信を行う。また、市のホームページ上で情報更新が随時できるように努めるとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報発信についても検討する。

4) 職員の非常用食料、飲料水等の確保

応急、復旧・復興の期間に、職員が業務に専念するための食料、飲料水等を通常より計画的に備蓄していく。備蓄する非常用食料は3日間分を目安とし、被害の程度によっては長期化も予想されるため、勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な限り、飲食物等を持参するよう啓発する。また、平常時から個人レベルで非常用食料、飲料水などを備蓄するなど個人備蓄を推奨する。

特に、持病薬等個人の事情により必要なものは、職員自ら備蓄しておくように啓発する。

5) 資機材等の確保

常日頃より、発災時に非常時優先業務を継続する上で、不可欠な資機材や用品等の確保に努める。さらに、災害により破損したり、不足したりする場合に備え、発災時に調達する手段を普段から確保する。また、必要不可欠な資機材や用品とその保有状況を定期的に把握し、適切な在庫管理に努めるとともに、定期的な棚卸し等により備蓄状況を把握する。

6) 電力・燃料の確保

市庁舎などの防災上の重要拠点は、地震等による停電に備え、電気が復旧するまでの間の応急活動に支障が生じないように、非常用発電機を整備しているため72時間の電力供給が可能である。また、庁舎においては、非常用コンセントを設置しており、コンセントに「常用－非常用」と記されている。これらの位置を確認しておく必要がある。庁外の施設においては、非常用発電機の有無、能力等について確認し、非常時優先業務による必要性に応じて、停

電時の対策を講ずる。今回の想定では、極めて過酷で甚大な災害である。

このため、必要な機器、設備に限定する必要がある。本庁舎においては、非常用発電機用の軽油（９９０㍓）を備蓄している。迅速に燃料が供給されるよう体制を構築するとともに、燃料の運搬経路を確保できるように情報収集に努めなければならない。

7) 協定等による調達

大規模災害においては、市の備蓄だけでは対応しきれないため、関係機関・各種団体・企業等からの調達により補完する必要がある。よって、これらの調達を迅速に行うため、協定等の締結を推進するとともに、平常時から連絡体制を確認し、協定等の実効性の確保に努める。

7. 今後の取り組み

1) 計画の見直し

社会的環境の変化、人事異動や再編に伴う組織の変化、新しい情報や災害用備蓄物資など組織の資源は絶えず変化している。このため今後、定期的・継続的に業務継続計画及び部門別行動計画の見直しを行う。

なお、見直しは、年度ごとに実施するほか、以下の場合にも行う。

- ①被害想定の見直し時
- ②地域防災計画の改正時
- ③事務事業の見直しなど組織再編時
- ④対応等において課題が明らかになった時
- ⑤防災訓練等の実施時

2) 計画の周知・浸透

職員一人ひとりが業務継続計画の重要性や自ら果たすべき役割を認識することを目的として、本計画の前提となる限られた資源を有効利用し、優先的に着手する業務や休止する業務の判断と実施手順等を検証するため、必要に応じて職員研修や訓練を実施する。

3) 部門別行動計画の更新

部門別行動計画において各部門にて担当する業務、またその手順を明確にしておく必要がある。これらの文書は、業務継続計画の見直し等にあわせて実施し、毎年、確認して整理する。

①点検・確認

ア. 部門別行動計画の確認（年度末、年度当初）

新しい年度ごとに、想定参集名簿、意思決定順位の確認、非常時優先業務の手順、部門別に解決すべき課題、関係機関連絡先の確認を行う。

イ. 資源の点検・確認（随時）

非常時優先業務を遂行するために必要な資源のチェックを行う。

ウ. 執務環境の点検（年度末、年度当初）

非常用コンセント、通信機器など、大規模災害時の重要インフラの点検を実施する。また、執務環境内の棚などの固定状況について点検するとともに非常持出を明確にしておく。

② 作業手順

業務の作業手順については、明文化し部門ごとに部門別行動計画ファイルに綴じ保管する。ただし、参集の状況によっては予定した人員で作業できない可能性もあるため、年度ごとに参集可能な人数を算出し、業務の見直しを行っていく。

③ 課題の確認

非常時優先業務を実施するに当たって十分ではない資源や課題の解決に向け、課題の解消及び新たに明らかとなった課題の精査を行う。課題については、部門ごとに解決すべきものと全庁的に解決すべきものとを分け、全庁的に解決すべき課題以外は各部門で積極的に解決していくものとする。

④ 指定管理者等への周知と連携

本市庁外施設及びその他設備・施設管理等を行っている指定管理者及び各種関係機関等に対して海津市業務継続計画を周知し、大規模災害時の対応等について事前に決めておく。

⑤ 新しい技術の積極的活用

本庁舎等では、屋上に太陽光発電装置を設置するなどして、非常用電源の確保に努めている。

今後は、大容量の蓄電機能を備えたプラグインハイブリッド車（PHV）等の次世代自動車の導入も検討する必要がある。

(資料)

被災自治体における災害対策要員の確保に関する対応

被災地では、次のような対応を行った。有事の際に柔軟に対応する必要があり参考にするものとする。

確保方策	内 容
部局を超えた応援体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・市内各地に避難所が開設され、想定していた職員だけでは運営体制が整わないため、その他の職員も交代で避難所へ派遣・救援物資等集配拠点では配送作業を担う人員が不足し、それ以外の職員も動員し、外部からの応援が入るまでの間を対処・被災者の応急仮設住宅への入居業務や被災地対策等の早急な対応が求められる業務については、兼務命令により部局を超えた応援体制・り災証明、義援金交付、倒壊家屋の解体などは、当初、住民が受付窓口に殺到し、受付の処理や事務手続きの人員が必要
職員採用の拡大や臨時雇用職員等による人員確保	<ul style="list-style-type: none">・マンパワーを確保するため、職員採用の前倒し、採用数の増加等・災害対応の長期化を視野に入れ、4月の定期人事異動を1ヶ月間凍結し、定年退職者を4月末まで再任用・OB職員が非常勤嘱託職員として役所の相談窓口業務にあたる。・市の外郭団体の職員が、避難所運営、がれき撤去の立会い、り災証明発行、福祉施設への物資集配拠点業務等にあたる。・緊急雇用創出事業を活用し臨時職員を雇用する等して、り災証明関係や避難所運営、市税や保険料減免関係等、多様な震災対応業務に対応する体制をとる。
他都市等からの応援要員の受入	<ul style="list-style-type: none">・り災証明、義援金交付、倒壊家屋の解体などは、当初、住民が受付窓口で殺到し、受付の処理や事務手続きの人員が必要とされた。・救助活動、物資搬送、応急給水活動、医療救護活動、避難所対応、ライフライン復旧作業に始まり、避難所での保健活動、り災関係証明事務、応急仮設住宅の入居申し込みの受付・説明、各種被災者生活支援制度に係る申請書の審査事務など多岐に渡る業務支援
民間事業者への協力要請	<ul style="list-style-type: none">・登録事業者で構成される災害協力団体に、災害対策の協力を要請・特に、車両と作業員が「絶対的に不足」していた救援物資の搬送業務を依頼・それでも「大量の車両、作業員を必要とした」ため、運送会社に協力要請を拡大
ボランティアの活用	<ul style="list-style-type: none">・人員の不足から、役所では、避難所運営を学校など施設管理者とボランティアに依頼・ボランティアによる避難所での救援物資の受け取り、食事の配布、要援護者への介助などは、大きな力となった。

* 仙台市、神戸市の事例を基に作成

非常配備＜地震発生時＞

体制	基準	配備対応課等	摘要
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜地方気象台が市内における震度3の地震の発生を発表したとき 岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下、「システム」という。）で市内3ヶ所の内、いずれかで震度3の地震の発生を感知したとき 気象庁から東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 1名 	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警戒第一体制	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜地方気象台が市内における震度4の地震の発生を発表したとき システムで市内3ヶ所の内、いずれかで震度4の地震の発生を感知したとき 岐阜地方気象台の発表並びにシステムの感知にかかわらず、市内で震度4程度の地震を感じたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課・消防本部の一部職員 施設管理課各2名 その他市長が必要と認めた職員 	災害警戒本部を設置（必要に応じて災害対策本部に移行）
警戒第二体制	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜地方気象台が市内における震度5弱以上の地震の発生を発表したとき システムで市内3ヶ所の内、いずれかで震度5弱以上の地震の発生を感知したとき 岐阜地方気象台の発表並びにシステムの感知にかかわらず、市内で震度5弱程度の大地震を感じたとき 市内に特別警報に位置づけられた警報等（緊急地震速報にて震度6弱以上）が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 	災害対策本部を設置
	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁から東海地震に関する予知情報（警戒宣言）が発せられたとき 		<ul style="list-style-type: none"> 予知情報が発せられたときは、地震災害警戒本部を設置（自動設置）

防災気象情報提供契約期間外の配備体制（4月1日～5月15日・11月16日～3月31日）

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	配備対応課等	摘要
準備体制	①海津市に次の注意報が発表されたとき 大雨注意報 洪水注意報 ②海津市に大雪警報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課 1名	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警戒第一体制	①海津市に次の警報が発表されたとき 大雨警報 洪水警報 暴風警報 ②海津市に暴風雪警報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、建設課・住宅都市計画課の一部職員	災害情報集約室 市長が必要と認める場合において、災害警戒本部を設置。（本部長は、副市長）
警戒第二体制	①揖斐川、長良川等の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ②揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位に到達することが予想される場合 ③大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ④漏水等が発見された場合 ⑤大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合 ⑥数時間後に避難経路等の安全な通行が困難となることが想定される場合 ⑦大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ⑧強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑨その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、秘書広報課、企画財政課、農林振興課、商工観光課、建設課、住宅都市計画課、教育委員会の一部職員	災害警戒本部を設置 【警戒レベル3】 高齢者等避難

警戒第三体制	<p>①揖斐川、長良川等の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき</p> <p>②揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、水位が堤防高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>③異常な漏水等が発見された場合</p> <p>④土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>⑤土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</p> <p>⑥大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>⑦土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>⑧その他市長がこの体制を命じたとき</p>	<p>総務部、消防本部、市民環境部、健康福祉部、産業経済部、建設水道部、教育委員会の職員</p> <p>他に各部課長（本部長、副本部長）</p>	<p>災害警戒本部を拡充 市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置</p> <p>本部長は登庁し、指揮を執る。</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p>
非常態勢	<p>①揖斐川、長良川等の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>②異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</p> <p>④土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。</p> <p>⑤山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>⑥避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>	全職員	<p>災害対策本部を設置</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p>
	<p>①決壊や越流が発生した場合</p> <p>②土砂災害が発生した場合</p> <p>③海津市に特別警報が発表された場合</p> <p>④災害が発生し、市内の広範囲に大規模な被害が予想されるとき</p> <p>⑤災害救助法を適用する災害が発生したとき</p>	全職員	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>

防災気象情報提供契約期間内の警戒配備基準

(5月16日から11月15日)

<風水害等一般災害時の警戒配備体制>

体制	配備基準	配備対応課等	摘要
準備体制	①海津市の3地区(北部、中東部、南部)の水防体制指標のいずれかがレベル1になったとき ②海津市に洪水注意報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課 1名	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警戒第一体制	①海津市の3地区(北部、中東部、南部)の水防体制指標のいずれかがレベル2になったとき ②海津市に洪水警報または暴風警報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、建設課・住宅都市計画課の一部職員	災害情報集約室 市長が必要と認める場合において、災害警戒本部を設置。(本部長は、副市長)
警戒第二体制	①海津市の3地区(北部、中東部、南部)の水防体制指標のいずれかがレベル3になったとき ②揖斐川、長良川等の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ③揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位に到達することが予想される場合 ④大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ⑤漏水等が発見された場合 ⑥大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合 ⑦数時間後に避難経路等の安全な通行が困難となることが想定される場合 ⑧大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 ⑨強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑩その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、秘書広報課、企画財政課、農林振興課、商工観光課、建設課、住宅都市計画課、教育委員会の一部職員	災害警戒本部を設置 【警戒レベル3】 高齢者等避難

警戒第三体制	<p>①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル4になったとき</p> <p>②揖斐川、長良川等の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき</p> <p>③揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、水位が堤防高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>④異常な漏水等が発見された場合</p> <p>⑤土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>⑥土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</p> <p>⑦大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>⑧土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>⑨その他市長がこの体制を命じたとき</p>	<p>総務部、消防本部、市民環境部、健康福祉部、産業経済部、建設水道部、教育委員会の職員</p> <p>他に各部課長（本部長、副本部長）</p>	<p>災害警戒本部を拡充市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置</p> <p>本部長は登庁し、指揮を執る。</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p>
非常体制	<p>①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル5になったとき</p> <p>②揖斐川、長良川等の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>③異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>④土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</p> <p>⑤土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>⑥山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>⑦避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>	全職員	<p>災害対策本部を設置</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p>
	<p>①決壊や越流が発生した場合</p> <p>②土砂災害が発生した場合</p> <p>③海津市に特別警報が発表された場合</p> <p>④災害が発生し、市内の広範囲に大規模な被害が予想されるとき</p> <p>⑤災害救助法を適用する災害が発生したとき</p>	全職員	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>